

そういう意味で、ライシテ原理に基づく共和国ということで、フランスは外国人の受入れには比較的寛大だったわけです。外国からの移住者に比較的簡単に国籍を与えてきた。しかし、フランス語による統一をフランス革命の時にやったものですから言語的には単一言語主義が伝統になってきた。フランス革命当時、フランス語を話せるのはフランス人の半分以下だったと言われています。地域語は保守反動、無知蒙昧の温床だということで、共和国の学校を通してフランス語を徹底的に教え込むことによって、ナション（ネーション）の統一をはかろうとした。共和国の理念とフランス語による統一が結びついているわけです。フランス共和国はしたがって、地域語に対して抑圧的だった。ブルトン語とかアルザス語とか南仏のオック語（オクシタン語）、コルシカ語、バスク語とあるわけですが、地域語はすたれていったのです。

そこで、今フランスが多言語主義を唱える時に、大きな矛盾があるのではないかと言ったのです。対外的には多言語主義を唱えておきながら、対内的には地域語を保護育成しようとはしていないのではないか。法律では1951年のデクソンヌ法以来、地域語を保護育成する政策は取っていますが十分というにはほど遠い。そういう問題があります。

フランスはまた移民や外国人の統合原理としては多文化主義をとらないと言っています。多文化主義はアメリカではサラダボール型の複数のエスニック集団の共存を許容する考え方で、多文化主義と言うとどうしてもアングロサクソン社会のサラダボール型というイメージがつかまっています。したがって、多文化主義はそれぞれの民族が住み分ける、少数民族のゲットー化の論理である。「一にして不可分な共和国」という原理でインテグレーション（統合）をはかることをフランスは国是にしていますから、コミュニティごとの分離共存に道を開く多文化主義を拒否するのだと思います。このライシテ原理は普遍的な平等原理ですが、私の眼に「フランス的例外」と映るのはそういう事情があるからです。

司会 フランスの言語政策における二面性とその歴史的背景、難しい問題を孕んでいるところをこれまた明快に説いていただきました。また、いわゆる「多言語主義」の根幹に関わる問題にも触れていただいたと思います。

最後に安田先生から日本の戦前・戦中期における「言語政策」ということで、「満洲国」における「多言語政策」の内実についてお話しいたします。

安田 京都大学の安田と申します。レジュメをお持ちかと思いますが、報告の要旨と

して「満洲国」、1932年～45年まで存続した傀儡国家とされている国家の政策の中で、諸言語がどのような位置を占めていたのかという話が主になります。日本の植民地政策のある種の矛盾、不透明な部分を表しているのが、「満洲国」だと思います。ここでは「五族協和」の「王道楽土」という建国のイデオロギーをにかけて、それを言語面でも実践しようとした、とタテマエでは言っているのですが、それは実際どうだったのかということをお報告致します。

五族協和、これは5つの民族の「協和」ということですが、「満洲国」の主要構成民族とされた日本民族、満州族、漢族、蒙古族、朝鮮民族。朝鮮が入っているのは後で問題になると思いますが、五族が協和してやりましょうということで国家建設をイデオロギー的に進めていった中でその言語がどのように扱われてきたかについて、お話をしていきたいと思います。

五族協和というイデオロギーと言語学習の関連を示す資料は少ないのですが、たとえば1943年6月9日の「社会教育基本大綱制定ニ関スル件」に「複合民族国家ニシテ民族協和ヲ国是トスル我が建国の本義ニ鑑ミ各民族が相互ニ他ノ言語ヲ修得運用スルハ緊要事ニシテ（中略）積極的な語学奨励」云々と言われているくらいしか資料には出てこない（資料5）のですが、語学奨励をしようとするのはここで言っている訳です。

そういう問いを設定しまして、答えを最初に申し上げておきます。まとめのレジュメですが、五族協和の王道楽土は言語の面で実践されたのか否か。これはされなかったというのが答えです。具体的にどうだったのか。結論を申し上げますと、相互の語学学習ではなく、非日系、日本民族ではない人たちには日本語のみの学習を奨励したということになります。非日系に日本語のみの学習を奨励する。これは特に教育とか官吏と登用制度に顕著に現れてくるところです。一方で、「満洲国」は中枢の運営は日本人官僚が行っていたのですが、制度的にこれを後付ける体制が1937年以降、明確になってきます。実際の圧倒的な多数言語は中国語だったわけですが、中国語の下で日本語は圧倒的な劣位にあったわけです。逆に日本語を優位な形に制度化することを「満洲国」は国家制度として行うようになってくるのです。

多言語主義という言葉は実際、使っていませんが、多言語の認識はありながらも、日本語対他言語、一対他、一つの勢力のある日本語を制度的に設定して、それ以外という形で制度化をしていったことが言えます。日本語の普及ということを実際面で考えますと、制度的な面で日本語を必修にする整備がされていくわけですが、制度ができることと実際に普及することは別問題でありまして、実際には日本語の普及は効果

的にはできていなかったのではないかと申し上げるのが、今回の報告の骨子です。

その具体的なデータとして、レジユメの資料を見ながら聞いていただければと思います。日本語の地位と、日本語の普及と、五族協和の諸言語について話をします。まず前提として日本語を話す人口が圧倒的に少なかったことがあります。資料2に、1941年の国勢調査の各省、「満洲国」の省の人口と内地人、つまり日本民族の人口統計があります。圧倒的に内地人が少ないことがわかります。1.9%しかいない。職業的にも偏りがありまして公務員が日本人就業者の4分の1を占めています。他には農牧林業が多く、これは満蒙開拓団という形で日本から農業移民をして行った結果であろうと思います。もう一つ、人口の偏在ですが、日本人が都市部に集中しています。「新京特別市」とは「満洲国」の首都であったところです。新京は勝手につけた名前ですが、長春なのですが、人口を見ていただきますと、総数でいくと、55万に対して10万。2割近くが日本人でありました。その一方で、他の省は平均より下回っているところが多い。「奉天省」は新疆特別市を含む地方ですが、ここが高く、地域的な偏りがあることとなります。

日本語の実際の勢力は弱いのですが、日本語をどういう形で「満洲国」の中で位置づけようとしていったのでしょうか。

基本的な言語政策の思想の中では、「満洲国」の建国の前は国民政府があったのですが、そこで中国語による制度ができていました。それを最初は利用するわけです。そして徐々に日本語優位に持っていく形で法制度が整備されていくのです。その例として4つ挙げておきます。

1つ目は、中国語を正文として日本語が訳文だった法律言語等の形態から、日本から官僚がやってきて、日本語によって、「満洲国」の新制度を作っていくことを示しています。日本語を正文として中国語を訳文として転換する。外交条約の正文も日本語のものが増えていきます。

教育制度についても、当初は日本語の必修時間は少なかったわけですが、1938年に新学制を実施しますと、その時点で日本語を中国語、モンゴル語と共に教科目の国語の一つとして重視すると明記されます。初等教育から日本語を義務化するわけです。国語という教科の中に3つの言語がある。日本語、中国語、モンゴル語があって、そのうちから2つを選びなさいと。日本語ともう一言語。つまり日本語と中国語、日本語とモンゴル語のパターンで教えていたのです。つまり、中国語とモンゴル語とのパターンは許されなかったこととなります。ただこれだけでも「満洲国」はどのような意図を持って言語政策をとっていたかがおわかりになると思います。

3番目の、官吏登用制度も1938年に独自の制度が文官令という制度で出ます。「民族を分かつ、門地を限らず、有用な人を任用する」という形で、有用な人は民族にかかわらず任用するといっています。文官採用試験の制度（資料4）を見ていきますと、語学試験が課されているのですが、その中で、非日系に対しては日本語が課されたということがわかります。さらに高等官、高級官僚になる採用試験の答案用語は日本語でなければいけない。高度な日本語能力がないと制度的に上昇できないという形で多言語といいながら枷をはめていくのです。

1943年には、官吏語学必須という形で、官吏全員に日本語の学習を義務化します。政府公報を調べたところ、10万人ほど合格者がいました。

4つ目として、語学検定試験があります。3番目のものは官僚に限られていましたが、これは一般の人向けに1936年からなされた試験です。4通りに分かれていて、官吏登用試験と連関していました。語学検定試験の3等に受かっていれば官吏の試験、つまり文官考試の語学試験は免除する形で連関していました。しかも合格者に一定のお手当てができました。これも詳しく見ていきますと、非日系は日本語の試験しか受けられませんでした。つまり、モンゴル人が中国語の試験を受けたいと言ってもできないのです。中国人がモンゴル語の試験を受けたいと言ってもできないのです。中国人は日本語の試験を受けなければいけない。モンゴル人は日本語の試験を受けなければいけないという枷がはまっていたことがわかります。

多言語をめざしながらも、日本の優位を巧妙に作り上げていったことがいえます。ただしこれはあくまで制度の面でありまして、実際はどうだったのか。日本語の普及ですが、制度面で簡単に見たように、「満洲国」の制度的な上部は日本語で運営する形で、下部は日本語ともう一つの言語、バイリンガルが国家制度の運用を考えていたように思われるのですが、実際の浸透度を考えますと、疑わしいということが言えるかと思えます。

先にみたように、行政制度では日本語の浸透は進んだといえます。官吏に語学必修、義務制をやることで進むのですが、教育制度で日本語を教えられる人はどのくらいいたのかといえますと、日本人教師がどのくらいいたかはわからないのですが、当時の報告書等を見ますと、初等教育に対して1,000人、中等教育に対して1,000人くらいだと思います。資料6で明らかですが、圧倒的に初等教育の日本人教師の割合が低い。中等教育まで上がれば日本人教師の割合は格段に増える。中央と地方という言い方、制度の上部と下部という言い方をしましたが、初等教育は下部に当たるわけです。中国語、モンゴル語の世界が広がっていて日本語を話す人はぼつぼつとしかいな

い。中等教育になりますと、制度的に上部に進むわけです。そこでは日本語教師は比較的多くなるというイメージです。

中央と地方の言語的乖離があったわけですが、ある意味では、そこを解消しようということをして「満洲国」の政府も考えています。そこで中国語を仮名文字化することをを行います。仮名で中国語の表記を行う政策を取りまして、実行案までできていました。お遊びで、資料7に、立命館大学国際言語研究所を、片仮名で表したのをつけました。

当時の漢字の識字率は低かったわけで、1割いくかいかないぐらいで、漢字よりも片仮名で自分たちの話す言葉を表記化する。その方が簡単だと政策を考えた人は思ったわけですが、片仮名が広まってそれをステップにして日本語に行き着くだろうと、遠大な意図で出された政策です。隠れた日本語普及の政策だったと言えるかもしれません。ただ、最終的に案が出てきたのが1944年で、どの程度これが実際に行われていたかは確認のしようがありません。

また、国家の名称と言語の名称は不可分であることを申し上げたいと思います。「満洲国」の建国後、中国語を「満洲語」と呼び替え、さらに44年に松花江流域の方言を標準語と定めます。根拠はあやふやなのですが、民国の文字、注音符号なんです、それを使用禁止にする。そのかわりに先に申した仮名を表記文字として考えていたことになります。やや強引ですが、国家名称のついた「満洲語」を構想していたのではなかろうかとも考えられます。

最後に、五族協和と言語の地位について。モンゴル語、中国語は制度的には教えるもよいことは先に申しました。「満洲語」、アルタイ語系に属する「満洲語」は最初から復興を図ろうという意図はなかったようです。5つ目の朝鮮語については巧妙に制度から排除されていったことを示したのが報告要旨の表です。1938年、新学制ができて、43年に改正されるわけです。1938年時点では、日本語を見ると、初等教育では日本語を教えなくても可という状況があったわけです。実は現実的な対応だと考えるとよろしいかと思います。中等学校になると必須になる。朝鮮語は初等教育では現実的対応として教えるもよいのですが、中等学校では不許可になる。ロシア語は教えるもよい。43年の改正では、日本語は初等でも中等でも必修となり、朝鮮語は両方とも不可になり、ロシア語は教えるもよい。なぜそうなったかと言いますと、歴史を振り返ればわかりますように、朝鮮半島での皇民化教育の浸透と不可分になっていると思います。ロシア語は教授可というのは、ソ連との関係があるわけです。言語政策とか言語教育政策を見ても、国内の諸言語、異なる国で使われている言語、そして

違う国家との関係と密接不可分であることが言えると思います。

最初の問いに返りまして、五族協和の王道楽土においては、言語面で協和化がされていたかと言いますと、全然そうではなかった。言葉というものが政治から中立であると考えがちで多言語社会が可能だという幻想を抱きがちだと思いますが、一つの事例として「満洲国」を見た場合には、全くそうではなかったということを報告のまとめに代えたいと思います。

司会 ありがとうございます。詳しく資料を用いながら歴史的に我々の頭の中から抜けおちていることを補っていただいたような感じが致します。これで3人の先生方のお話は一応終わります。頭を整理する意味ですこし休憩をとります。

司会 それでは時間になりましたので再開させていただきます。まずコメンテーターの先生方に、難しい注文ですが論議の筋道をつけていただく方向でお話しをしていただきたいと思います。

西川 報告された3人の方々、それぞれに大変興味深いお話をありがとうございました。最初の大谷先生の、世界の言語教育の状況のお話は、大変興味深い、ある意味ではショッキングなことですが、日本はいかに国際的な感覚が欠如しているかということの思い知らされました。日本では英語一辺倒である。しかも英語をどんどん削減している。世界の状況に逆行している。そういう状況が、なぜ起こっているのかということについて、もう少しお話を伺いたいという気がします。今日の先生のお話では、戦争に対する反省の欠如と結びつけて話されたわけですが、それは具体的にはどういうことであるか。最後の「満洲国」の話聞きながら思ったことですが、戦後、植民地を完全に放棄したことが、かえって、旧植民地の人たちに対する関心、あるいはそういう人たちに与えた傷を忘れてしまう。しかも外交政策その他、アメリカに全く依存してしまう中で、国際的な感覚の喪失という事態も出てきていることかなと思いました。

三浦先生には、多言語主義の現状を中心に、EU 其他のお話をさせていただき、大変興味深く聞かせていただきしました。多言語主義というのは実際の歴史的な状況の中で生まれてくるわけで、ヨーロッパ的な、フランス的な歴史のコンテクストの中で、どういうふうに提示されるかというお話。特にクレオールの問題はさらに論理的に考えていきたいと思います。